

平成23年度第1回 磐田市少年補導センター運営協議会 会議記録

- 日 時 : 平成23年7月19日(火) 午前10時30分～午後00時00分
- 場 所 : 磐田市役所西庁舎 3階 301会議室
- 出席者 : 安間陽一、時久直次、森下昌司、海野広志、角川重晴、澤木一雄、松島了二、市川和幸、深田 茂:委員10人中9人出席
事務局側 磐田市 飯田教育長 少年補導センター:落合参事、村松副主任、加藤主査[竜洋公民館]、松本主査[福田公民館]・榛葉[嘱託]

1. 開 会 [事務局]

2. 委嘱状の交付

3. 教育長あいさつ

委員の皆様にはお忙しい中、本運営協議会にご出席くださりまして有り難うございます。日頃は磐田市の少年健全育成にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。只今、運営協議会委員に新しくなられた皆様に委嘱状を交付させていただきました。任期は平成25年3月31日までの2年間となっています。どうぞよろしく願いいたします。今日、明日、明後日と大型台風が東海地方に接近すると聞いています。磐田市に被害がなければいいなと思ひますし、東日本の被災地や福島県の原発事故の地域に大きな影響がなければいいなと思ひているところでございます。さて合併前に旧磐田市にありました少年補導センターを新市になりまして全市に拡大し、これまで行ってまいりました。5月12日には市全体の補導員の皆様に対する委嘱式及び研修会を行いました。今年も早いもので3ヶ月が経過しました。そして、いよいよ夏季の県内一斉補導及び立入調査を行う時期となりました。補導の際の青少年への対応については、少年補導員として知っておくべきことを研修会で研修していただきましたが、それを是非実践に役立てて欲しいと思ひているところでございます。小・中学校、高等学校ともにほとんどの学校が今週までで夏休みに入ります。子ども達も気の緩む時期となります。中には中学生で磐周大会、高校では県大会が既に終わってしまつて次なる目標が見出せないでいる子どももいます。また、地域の環境も少しずつ変わつてきているところであります。ある意味では青少年の健全育成にとって大変なときであるとも感じます。こうした状況を踏まえながら広い磐田市でもありますので、その地区の実情に合った補導活動をお願いできればと考えています。そして子ども達の健全育成のためのよりよい地域環境づくりにご協力をお願いしたいと思います。終わりに、なでしこジャパンがワールドカップで優勝しまして、最後まであきらめない姿勢に日本人が皆元気を貰いました。少年補導もあきらめず粘り強くいきたいと思ひます。今日は委員の皆様に活発な意見交換をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

4. 自己紹介

5. 正副会長の選出

磐田市少年補導センター要綱第7条に基づき、委員の互選により、会長に安間委員、副会長に時久委員が選出された。

6. 会長あいさつ

(会長)

改めまして皆さんこんにちは。私も補導員として25年目を迎えたわけですが、最近の補導の形態をみてみますと、昼間、夜間の街頭補導においてもなかなか問題行動を起こす子どもと出会うといったことが少なくなってまいりました。加えて、地域の防犯活動も大変広まってまいりました。子ども達は、夜間出歩く、携帯電話、インターネットなどを利用するといったことで顔が見えない状況とも言えます。したがって、補導に関しても各種団体と横の連携を取り合いながら、少年にとって今、何が適切かを考えていかなければならないと思います。いろいろな課題はたくさんあると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

7. 議題

・ 磐田市における最近の少年非行の概況等について

(委員)

磐田警察署管内の少年非行の概況ですが、一口に言って大きな問題は起きていません。また、去年から凶悪事件も起きていません。非行状況も昨年並みといった状況にあります。私もいろいろな学校を回らせていただいておりますが、しっかりと挨拶もできていますし、一生懸命に部活も勉強もやっておられます。ただ何もないわけではありません。1月から5月までの非行少年の数につきましては45人になります。この非行少年の数というのは、少年が犯罪を犯して警察に捕まった数となります。その概要ですが、男女別では男の子が7割、女の子が3割、そして小学生が3人、中学生が26人、高校生が8人といったもので、また非行の内容は、ほとんど窃盗犯、しかも万引きと自転車盗、オートバイ盗などいわゆる乗り物が占めています。いわゆる初発型、入り口犯罪がほとんどと言えます。これらの数字が全てではなく警察に捕まっていない少年も沢山います。私は、むしろその方が問題だとみています。警察に見つからない少年は放置状態にあります。こういった問題をどうしていけばいいかと言いますと、それは少年補導ではないかと思えます。犯罪に至る前にそういった少年を補導していくことが是非とも必要だと思っています。警察も少年補導に力を入れています。1月から5月までに警察で補導した数は約400人となります。一番多いのは深夜はいかいで全体の6割を占めています。次いで喫煙、飲酒となっています。また、自転車の施錠率が低くこれが犯罪を誘発している状況とも言えます。したがって磐田市内の高校、中学校ではロック作戦を行って貰っています。携帯電話の所持率は小学生で25パーセント、中学生で50パーセント、高校生ではほぼ

100パーセントとなっています。携帯電話そのものが悪いではありませんが、インターネット機能を使っての悪巧みが問題と言えます。書き込みの内容によっては少年自身が被疑者となります。警察ではサイバーパトロールを行っています。インターネットには署境も県境もあります。昨年、県条例の改正が行われました。これから夏休みに入りますが、どうか犯罪に至

る前に健全育成といった面からしっかり街頭補導をしていく必要があると思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

・ 少年補導センターの活動状況について

(事務局)

私から、まず始めに平成 23 年度磐田市少年補導センターの事業計画についてご説明させていただきます。5 月には少年補導員の委嘱式と研修会を開催しました。それには 165 名の補導員さんに参加をいただいております。

そして、今後の事業計画ですが、今月 7 月には一斉夏季補導といった行事が組まれています。これは例年行っているもので、磐田市ではほとんどの地区で 7 月 22 日に実施することにしています。また、この 7 月には書店、コンビニ、ビデオ・DVD 取扱店等に対する立入調査も併せて行います。ちなみに磐田市内においては現在立入調査対象店舗として全部で 119 店舗を把握していますので、自ずと、この立入調査につきましても 119 店舗前後になるものと思われま。

また、一斉補導につきましても 12 月にも予定されています。これは一斉冬季補導といったもので、日程につきましても基準日を 12 月 22 日としております。

それと、8 月～10 月にかけて各地区におきまして各種祭典が計画されていますので、それに応じた補導を予定し、また年度末の 3 月には卒業式警戒活動も予定しております。

それ以外にも、各地区ごとに定例補導も行います。

次に、少年補導の活動結果及び有害図書回収状況についてご説明いたします。

本年度から、少年補導員の数そのものを減らし、また補導回数も全般的には減らしているといった傾向にあり、また例年 7 月から本格的な補導活動に入るといった実情にありますので、4 月～6 月までの間における活動といったものは、やや低調といった状況にあります。補導の中に特別補導といったものがございしますが、これは市役所に青パト装備車両がございしますので、その車両を使つての活動となります。

有害図書類の回収状況ですが、これは磐田市文化振興センターの玄関に白ポストが設置されております。このポストから本年度、雑誌等 7 点を回収しております。

次に会議、研修会等ですが、今後近い将来で予定されているものとしては、7 月 21 日の静岡県青少年補導センター連絡協議会、8 月 26 日の補導センター連絡協議会西部ブロック補導員による合同補導となります。

以上、磐田市少年補導センターの活動状況といったことについて説明させていただきました。

本年度もそれに沿って各事業を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

・ 情報交換

(委員)

携帯電話のフィルタリングサービスですが、これは法律の改正といったことになりますか。

(委員)

これは静岡県環境整備条例における改正となります。携帯電話の機種を変更する場合とか新規に購入する場合とかにフィルタリングをかけるといったものとなります。これは従来、国の法律では義務付けられていたものの、業者側において徹底されていない面がありました。

そこで、県条例により業者に義務を負わせるといったもので、その内容は業者が必要な説明書を交付しなかった場合は改善勧告を出し、それに従わないときにはその内容を公表するというものになります。業者は、保護者から少年が持つ携帯電話のフィルタリングを外してくれと言われれば外せます。それは、業務に著しく支障を生じる場合、障害があってフィルタリングサービスを利用することで日常生活に著しく支障を生じる場合、保護者が子どもの利用状況を適切に把握できる場合に限るものとなります。

今年の3月に全部の高校、小・中学校の先生方を対象に地区ごとに条例改正の説明会を開いています。本来は保護者に伝えるべきですが、学校を通して周知徹底させることが一番手取り早い方法ですので、そういった方法をとったものとなります。

(委員)

私は、運営協議会委員としてこのように出席させて貰っていますが、補導員として委嘱されているわけではありません。これでいいのか見解をお伺いしたいと思います。

(事務局)

運営協議会委員のうち各地区から出席いただいている委員につきましては、補導員としてお願いをしております。本日まで出席していただいている運営協議会委員の各学校の校長先生につきましては補導員として委嘱はしてはませんが、それぞれの小学校、中学校、高等学校からは学校長推薦の各先生方を補導員として委嘱させてもらっている実情でございます。

委嘱されていないからといって、補導活動に出てはいけないといったものではありません。

(会長)

最近、物を大事にするといった意識が薄れているように思います。これなんかも大きな問題だと思います。その他にどうでしょうか。

(委員)

少年の健全育成といった面をみますと、保護者と学校との連携がより必要と思いますが、どうですか。

(委員)

学校に意見を言ってくる親がいますが、これは学校に眼が向いている証拠だと言えますし、また真剣な思いであるとも言えます。

(会長)

学校は、保護者との信頼関係が非常に大事だと思います。

(委員)

携帯電話で電話しながら自転車に乗っている子どもがいますが、これらの行為は規制されているのですか。

(委員)

道路交通法違反となるものと思います

こういった行為は、中学、高校になると段々と守らなくなる傾向にあると思います。

8 閉会 [事務局]